

第3章 今後に向けて

3-1. 推進体制

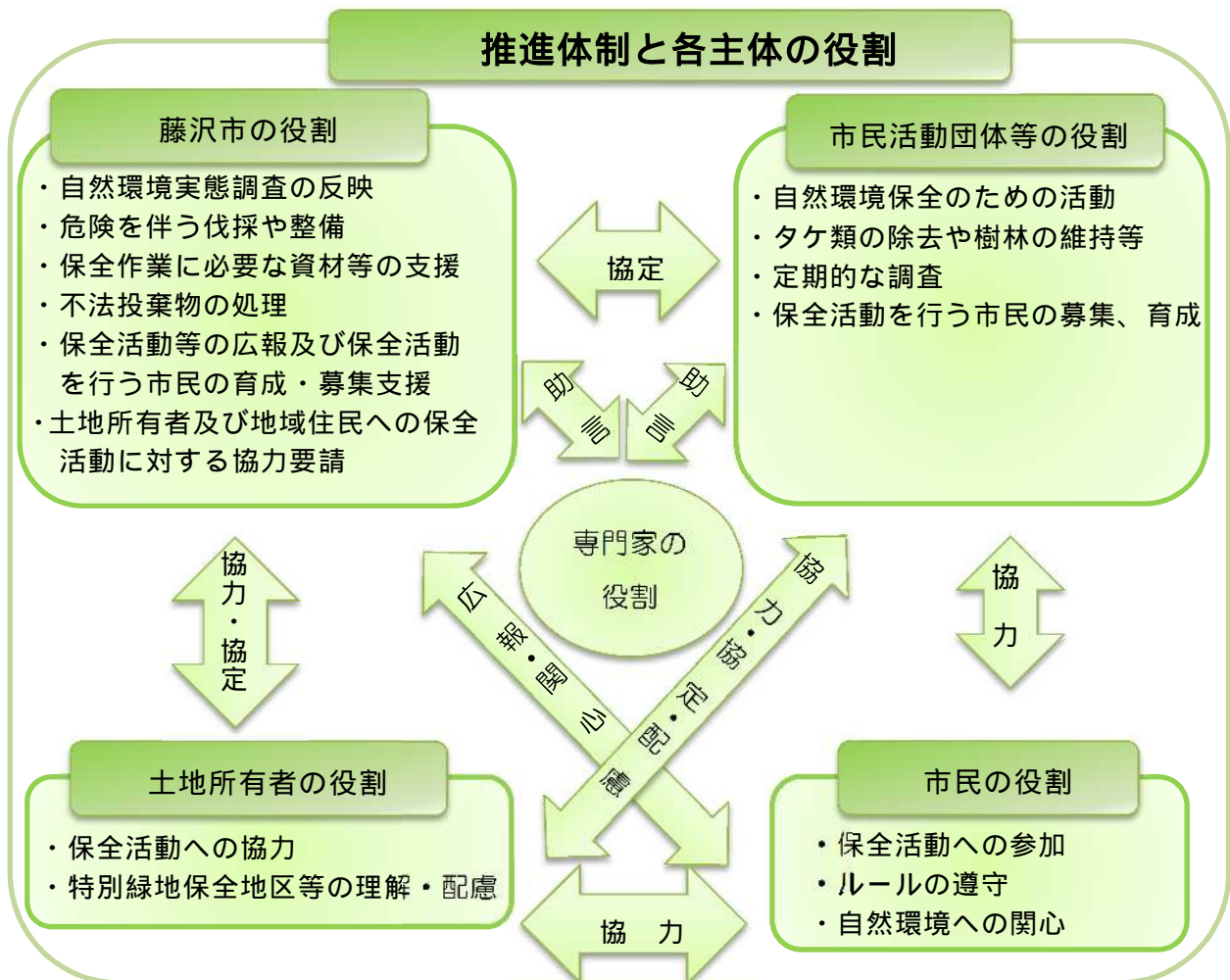
遠藤笹窪緑地の保安全管理は、市民、土地所有者、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）及び市が連携し、かつ協力して行います。

保安全管理は、遠藤笹窪緑地に生息・生育する希少な動植物に配慮し、順応的な管理を行います。

保安全管理は、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）と保安全管理の具体的方法を話し合い、地域での社会的な合意を形成しながら取り組みます。なお、現在、本緑地の保全活動は、健康の森管理運営協議会での合意をもとに行っていますが、今後の都市公園の指定等を踏まえ、新たな活動団体の参画・育成などの仕組みについても検討し活動の拡大を図ります。

3-2. 各主体の役割

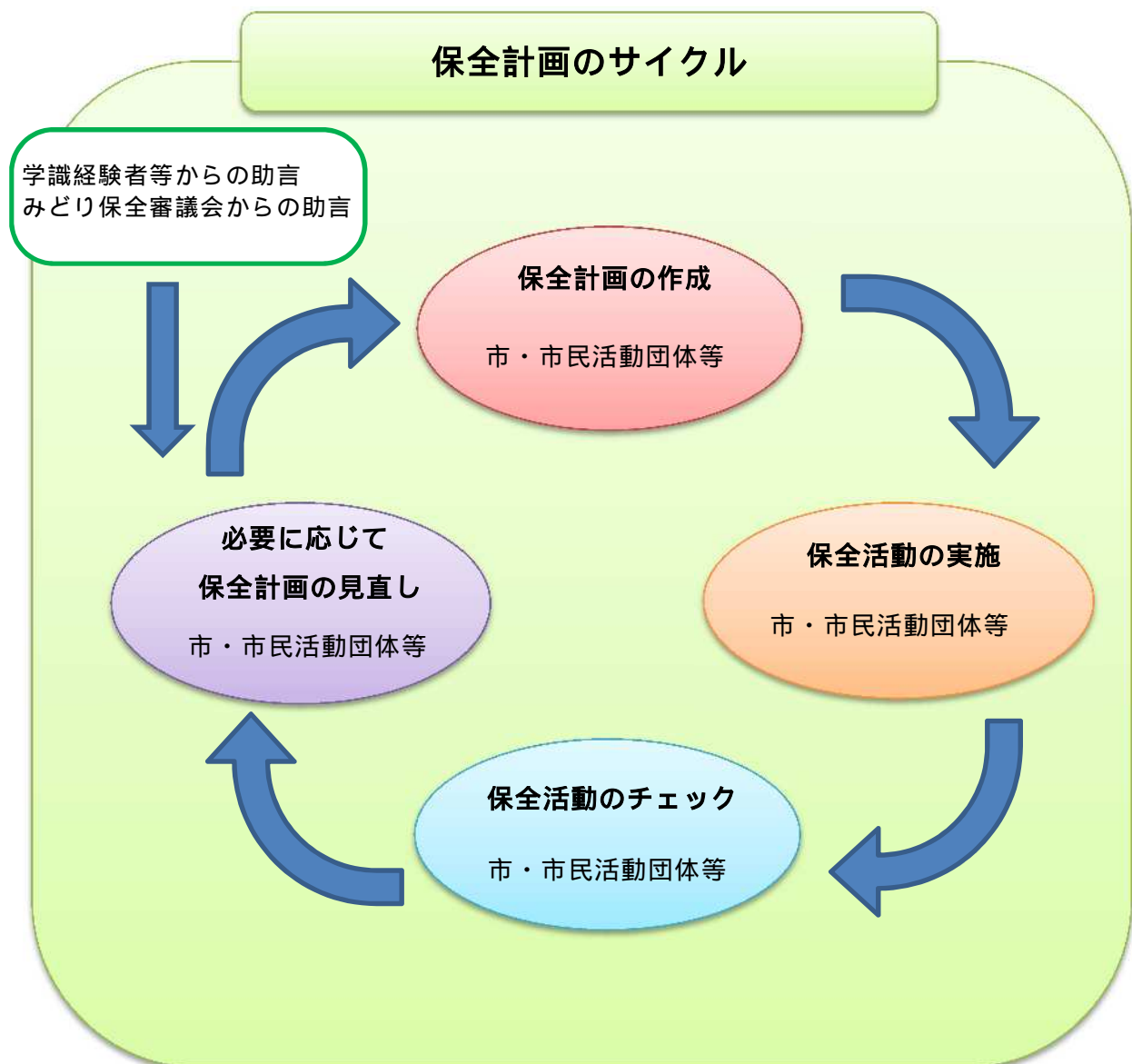
自然環境の保全は、まず、第一に市民、土地所有者の協力や理解がなくては継続することが困難です。そのうえで、広大な面積を有する遠藤笹窪緑地の保全活動は市だけでは難しく、健康の森管理運営協議会の参画団体など市民活動団体の協力が必要です。加えて、専門家に意見を求めつつ、これらの協力を円滑に行うために役割分担をある程度明確にして、今後は以下のような協力体制を目指していきたいと考えています。



3 - 3 . 保全活動の実施と保全計画のサイクル

保全活動の実施にあたっては、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）と具体的な保全手法を検討しながら保全活動を行います。また、概ね 10 年ごとに実施される自然環境実態調査の結果等により、本保全計画も必要に応じて見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）や藤沢市みどり保全審議会等へ報告し、計画見直しの必要性やその内容に関する助言をいただきます。なお、評価結果の分析や専門的分野については学識経験者等からの助言を受けるようにします。



3 - 4 . 保全に向けたスケジュール

遠藤笹窪緑地の保全のため、法的手法による担保性の確保に向けて、地権者等との合意形成を図りながら、法的指定に関する関係機関との協議を経て、特別緑地保全地区指定（都市計画決定）を目指します。指定後も、引き続き、市民活動団体（健康の森管理運営協議会等）と効果的な保全管理を検討しつつ、保全活動の拡充を図ります。

また、都市公園については、特別緑地保全地区と合わせて指定を目指します。

緑地保全のスケジュール

平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者等の合意形成 ・ 関係機関協議に伴う基礎資料作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関協議
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全計画の策定 		

平成 3 1 年度	平成 3 2 年度以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定（目標） （ 特別緑地保全地区 ） （ 都市公園 ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全活動の拡充

遠藤笹窪緑地地形模型



慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス石川初研究室製作

遠藤笹窪緑地保全計画

2017年（平成29年）3月策定

発行 藤沢市

都市整備部西北部総合整備事務所

電話 0466-25-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>